

職場でのパワーハラスメントを防ぐために必要な措置を事業主に義務付ける、いわゆるパワーハラスメント防止法が6月に施行される（中小企業は2022年4月から）。パワーハラスメントの背景には職場のコミュニケーション不足や多様性への受容度の低さ、管理職の多忙さ、失敗が許されない極度な成果主義など、企業が抱える様々な問題が潜んでいる。

HR Human Resources マネジメントを考える

パワーハラスメント防止のために何をすべきか。厚生労働省が16年度に実施した「職場のパワーハラスマントに関する実態調査」では、上司から部下に対するパワーハラスメントが最多で、全体の77%を占めた。まずは、この上司から部下に対するパワーハラスメントを防ぐ対策を考えたい。

管理職によるパワーハラスメントの背景には、企業の体質を改善することが必要だ。法律改正に伴う「義務だからではなく、「パワーハラスメントを許さない」という搖るぎない意志の下、強いたおやかな企業人事であることが求められる。では、パワーハラスメントが起きにくい企業体質への改善はどう進めればよいだろうか。そもそもパワーハラスメントを防ぐために必要な措置を事業主に義務付ける、いわゆるパワーハラスメント防止法が6月に施行される（中小企業は2022年4月から）。パワーハラスメントの背景には職場のコミュニケーション不足や多様性への受容度の低さ、管理職の多忙さ、失敗が許されない極度な成果主義など、企業が抱える様々な問題が潜んでいる。

「パワーハラスメントを許さない」



三菱UFJリサーチ&コンサルティング コンサルタント

吉田 英里氏

社会保険労務士事務所、スタートアップ企業の人事労務部長職を経て、三菱UFJリサーチ&コンサルティングに入社。社労士としての専門性も生かしながら人事関連のコンサルティングを手がける。

「たおやかな」人事を

ちにパワーハラスメントの加害者となってしまう例だ。この無自覚や無意識か、あるいは生まれるパワーハラスメントに対する企業の人事部門がでるべきことは2つある。1つは、パワーハラスメントは「知らない」では済まされないという現実を、いま一度、管理職全員に周知徹底することである。

パワーハラスメントの加害者には、組織の健全な運営上好ましくない。しかし、企業内処分だけではなく、民事上の不法行為責任や刑事上の侮辱罪などが問われる場合もある。パワーハラスメントを絶対に許さない」という搖るぎない現実を、研修や個別指導を通じて繰り返し認識させることも大切だ。

もう一つは、管理職の視野が狭くなりすぎないよう、自身を客観視する機会を増やすことである。自分以外の他の管理職の指導方法や悩みなどを知る場を設け、管理職が多忙の中でも過度な判断する難しさがある。プレッシャーを抱えている側面がある。心の余裕を失い、感情の制御が効かない状況になると、自分の尊厳を守り、丁寧に親身に対応するといふ「たおやかな企業人事」が求められる。